

中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

概要資料

令和6年2月20日

中堅・中小成長投資補助金事務局

- ※ 本資料の内容は、令和6年2月20日現在の情報であり、詳細は公募開始時（3月上旬予定）に公表される公募要領に記載いたします。
 - ※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにて対応させていただく予定ですので、今しばらくお待ちください。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。
- 【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

目次

1. 事業概要
2. 補助事業のポイント
3. 補助対象経費
4. 事業スキーム
5. 事業計画・審査のポイント
6. スケジュール
7. よくあるご質問

1. 事業概要

- 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
2 補助対象要件	① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
3 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限り。なお、土地代は対象外です。
4 補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
5 事業期間	交付決定日から3年以内（補助事業終了後の賃上げのフォローアップは3事業年度分） ※事業期間は、最長で2026年12月までとする予定です。
6 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円

(参考) 補助対象者について (みなし大企業)

- 中堅・中小企業であっても、下記に該当する事業者については、大企業とみなして**補助対象外**とします。

みなし大企業の要件について

次のいずれかに該当する中堅・中小企業

※大企業：常時使用する従業員数が2,000人超の会社等

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

(参考) 補助対象者について (会社・個人以外の法人)

- 会社・個人以外の法人について、大規模投資による生産性向上や事業規模の拡大を通じた賃上げの実現といった政策目的に沿った補助事業であり、その補助事業が収益事業に関する内容である場合、以下の法人等については補助対象となり得ます。

会社・個人以外で補助対象となり得る法人

常時使用する従業員数が2,000人以下の下記の法人

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④ 商工組合・連合会
- ⑤ 水産加工業協同組合・連合会
- ⑥ 技術研究組合
- ⑦ 商店街振興組合・連合会
- ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ⑨ 酒造組合・連合会・中央会
- ⑩ 酒販組合・連合会・中央会
- ⑪ 内航海運組合・連合会
- ⑫ 法人税法別表第2に該当する者（一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人など）
- ⑬ 農事組合法人
- ⑭ 労働者共同組合
- ⑮ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（特定非営利活動法人（NPO法人）等）

※上記以外の団体に加え、法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業（社会福祉法人においては公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなす）を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象外です。

2. 補助事業のポイント

項目	ポイント
1 投資額	<p>✓ 10億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分） ※ 投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要となります。</p> <p><共同申請（コンソーシアム形式）の場合></p> <p>① コンソーシアム参加者の中で、投資額5億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含むこと</p> <p>② 連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画の策定 ※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできませんが、大企業は補助金の対象外となります。</p>
2 賃上げ	<p>✓ 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上</p> <p>※ 補助事業の終了日を含む事業年度における数値と比較します。なお、新事業の場合など、基準となる対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合、会社全体の数値と比較します。</p> <p>※ 持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。なお、補助事業の実施に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを求めます。</p> <p>※ コンソーシアム形式では、全ての参加者がそれぞれ賃上げの要件を満たすことが必要です。</p> <p>※ 補助事業に関わる取引先（設備会社等）への適切な労務費の価格転嫁を図るため、本事業の実施においては、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」*の遵守を求めます。補助金の採択後から賃上げのフォローアップ期間中に指針に遵守していないことが明らかとなった場合、交付決定の取り消し・補助金の返還を求める場合があります。</p>
3 経営力	<p>✓ 企業全体における成長ビジョン（長期経営計画）を含めた事業計画の策定</p> <p>※ 持続的な賃上げの実現には、補助金を活用した事業セグメントの成長のみならず、補助事業を通じて企業自身（経営全体）の持続的な成長につながっていくことが重要であることに鑑み、成長ビジョンの中での補助事業の位置付けや補助事業が企業自身の成長にどのようにつながるかについて、投資判断に必要な「経営力」の観点から、策定された事業計画や外部有識者へのプレゼン審査を通じて確認します。</p>

*公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>）

(参考) 賃上げ要件の基準値について

都道府県別の直近5年間の最低賃金の年平均成長率

都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均成長率（複利計算）を基準値といたします

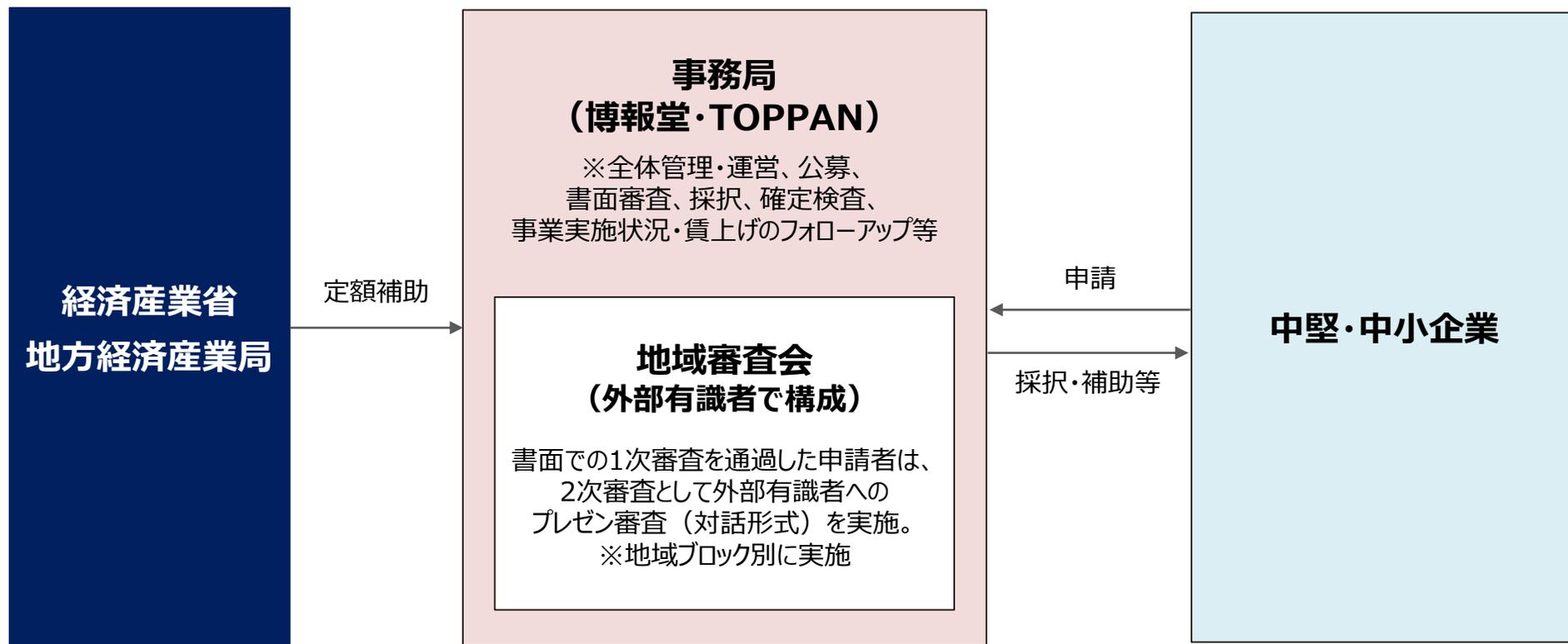
3. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費	建物の単なる購入や賃貸は対象外。また、生産設備等の導入に必要なものに限り、「土地」は補助対象外。 建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物費に含めるが、「構築物」は補助対象外。
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象であり、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外。 機械装置と切り離すことのできない付帯工事は原則として機械装置費に含める。
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象。応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用は不可とします。併用していることを確認した場合、当該対象の経費に関する補助金の交付決定の取消・補助金の返還を求めます。
※上記以外にも補助金の対象外となる場合があります。詳細は公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 経済産業省から補助を受けた事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、補助、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GbizIDプライムアカウント」が必要**です。GbizIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**



GbizID
ホームページ

5. 事業計画・審査のポイント

- 採択に当たっては、下記のポイントを中心に、提出いただく事業計画書及び申請者（経営者等）によるプレゼンに基づき審査を行います。

1

経営力

- **経営戦略上の補助事業の位置付け**を踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか。**
 - **長期ビジョン**（社会への価値提供の目指す姿等）
 - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）等）
 - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況等）

2

先進性・成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組か。**
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組か。**
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。**

3

地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組か。**
- **リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。**（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点を行います。

4

大規模投資・費用対効果

- **企業規模（収益規模）に応じたリスクをとった大規模成長投資**であるか。
- 補助金額に対して、**生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か。**
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- 政策目的に合致した取組であり、かつ、**補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保**されているか。
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。

※上記は、変更となる場合があります。詳細は、公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

6. スケジュール

- 2月20日 : 概要資料の公表（本資料）
本事業に関する質問の募集開始

本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにてご対応させていただきますので、今しばらくお待ちください。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、下記の質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。

【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

- 3月上旬 : 1次公募 開始
事務局コールセンター開設
- 4～5月頃 : 1次公募 締切
- 5～6月頃 : 審査
- 6～7月頃 : 採択発表（以降順次、交付決定）

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。
最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

7. よくあるご質問（1/2）

Q1. 2次公募の予定はありますか。

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人であり、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しますが、補助対象者の要件に該当しますか。

A2. 本事業では、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としているため対象外です。

Q3. 同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。詳細は公募開始時に公表する公募要領に規定します。

Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 複数の地域で投資を行う場合も対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。

A6. 補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、事業実施場所ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所ごとに賃上げ率を設定していただきます。

7. よくあるご質問 (2/2)

Q7. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A7. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

また、ファイナンス・リース取引に限り、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件として、リース会社と共同申請をする場合には、機械装置やソフトウェアの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。この場合、リース会社に対しては投資額・賃上げ要件等の適用は求めません。

Q8. 補助金の概算払いは可能ですか。

A8. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。

Q9. 審査はどのように行われるのでしょうか。

A9. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した申請者は、2次審査として経営支援等を行う外部有識者に対するプレゼン審査（対話形式）を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。事業計画・審査のポイントについては、10ページ目をご参照ください。

Q10. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A10. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。

年平均成長率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均成長率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。